

令和7年 第1回教育委員会 会議録

日 時	令和7年1月30日（木） 午前10時00分～午前10時40分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、教育部副部長兼生涯学習課長、教育監兼総括指導主事、教育部主席課長兼文教課長、学校教育課長、生涯学習課担当課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹、文化資料館担当課長、文教課副課長、文教課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、令和6年第14回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「令和7年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。
事務局	— 令和7年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について — まず、学校教育に関する内容について、新旧対照表を中心に、令和7年度の原稿と見比べながら説明する。令和7年度に向けての修正点は、赤字で記している。 表紙については、令和7年度も9枚の写真を掲載する予定にしている。現在、写真については調整中だが、新旧対照表1ページの中ほど以下に記載の内容を踏まえて選定したいと考えている。 本文の内容に入り、新旧対照表2ページ、原稿の1ページをご覧いただきたい。この前文には「新しい時代を拓く『自立・協働・人権尊重』の教育の推進」とあり、そのあとに、現在の社会や教育、教育の置かれている状況を踏まえ、本市の目指すところが書かれている。 冒頭、「知識基盤社会と言われる現在」とあったが、「知識基盤社会」は平成17年の中央教育審議会答申の、我が国の高等教育の将来像から文言が出ている。平成20年度の学習指導要領で使われていた文言も、平成29年度の学習指導要領の改訂の際にはもう使用されていないこともあり、令和7年度については、文部科学省の第4期教育振興計画と令和6年12月25に中央教育審議会の諮問があった「初等中等教育における教育課程

の基準等の在り方について」を踏まえ、文章の修正を行っている。

「現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。」という文章に変えたいと考えている。

新旧対照表 2 ページの一番下に記載のとおり、「ウェルビーイング」については、注釈をつける。

新旧対照表 3 ページ、原稿の 2 ページをご覧ください。ここからは学校教育指導の重点、学校教育に関する分野となる。

令和 7 年度については、向日市ふるさと創生計画が第 3 次に改訂されるため、「第 2 次」から「第 3 次」に修正している。向日市教育大綱・第 3 次向日市ふるさと創生計画ともに、内容面には特に変更がないことから、それ以外については、令和 6 年度 of 原稿に修正を加えない方向で考えている。

新旧対照表 4 ページ、原稿の 3 ページ、豊かな学びの創造と確かな学力を育む教育の推進については、3 つの重点と 13 の項目に変更はない。

新旧対照表 5 ページ、原稿の 3 ページ下から、豊かな人間性と多様性を尊重する心を育む教育の推進についても、5 つの重点と 17 の項目に変更はない。

新旧対照表 6 ページ、(17) については、これまで「保幼小」と表記していたが、文部科学省の出している幼児教育と学校教育の連携、「幼保小のかけ橋プログラム」で「幼保小」の言葉に統一されているため、こちらの留意事項も「幼保小」の文言に統一させていただきたい。

新旧対照表 7 ページ、原稿の 5 ページ、健やかな身体を育む教育の推進については、3 つの重点に変更はない。

(2) の特に配慮すべき事項に「『スポーツごころ』をはぐくむ教育の推進」を追加したいと考えている。これは第 3 次ふるさと向日市創生計画の「健やかな身体の育成」に新たに追加されている文言である。「スポーツごころ」については、下に注釈をつけている。

(3) の特に配慮すべき事項に、「部活動指導員の活用や」を追加したいと考えている。「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」の記載に

	合わせた形である。 新旧対照表 8 ページ、原稿の 6 ページ、(6) の特に配慮すべき事項に「人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施」を追加したいと考えている。前文を今日的課題を踏まえて内容修正したことに合わせて、これまで以上に教員の資質として人権教育に関する実践力・指導力、人権意識の高揚が求められていることと、京都府教育委員会の「人権教育を推進するために」にもその重要性が明記されていることから、この文言を追加したいと考えている。 新旧対照表の 9 ページには、変更事項はない。
事務局	社会教育の分野については、現在、関係課と各施設に内容を照会中であり、次回教育委員会において報告させていただく。 【質疑等】
委員	本文 1 ページ、新旧対照表の 2 ページで、対照表の方では前文に「ウェルビーイング」の注釈がついているが、本文の方には注釈をつけないのか。
事務局	記載が漏れていた。本文にも「ウェルビーイング」の注釈をつける。
委員	本文 5 ページ、健やかな身体の育成のところで「スポーツごころ」という言葉が初めて出てきたと思うが、これは向日市ふるさと創生計画に載っているものか。この言葉自体は、どこから出ているものか。
事務局	もともとは「京都府新教育振興プラン」の第 2 期の計画の、「健やかな身体の育成」の「目指す教育の姿」の 1 番に、「スポーツごころを育む教育」と位置付けられていたものである。
教育長	あまり馴染みのない言葉かと思うが、意味合いとしては、前向きな心のありようと、それを身に付けようとする実践の総称のことである。
委員	変更するにあたって、この資料にはエビデンスになる改訂の理由なども書いてあるが、この改訂をこういう理由でやりましたということを、実際に「向日市の教育」を使われる先生たちなどに説明される機会はあるのか。 前文の文章は、時流に乗った中での、コロナ禍がおさまったというところの文言で、とてもよいかなと思って拝見していた。 写真については、令和 7 年度はどんな写真にするか、特徴的なものを入れられるという想いがあったり、何かイメージなどがあれば、教えていただきたい。

事務局	改訂の趣旨や、どういう根拠でこれが変わったのかということについては、小中学校9人の校長が集まる校長会においても、丁寧に説明したいと考えている。 写真については、例えば、今までの喋っていただけの形から、発表者の後ろにパワーポイントのスライドを映しながらの発表に変わった、英語スピーチ大会など、今年度新たに取組んだものを中心に変更したいというイメージを持っている。
教育長	作るだけでなく、それぞれの先生方に主旨を伝えていく必要があるため、まずは校長先生がたに説明させていただき、「こう書かれているが、具体的にはこういうことをしたい」といった、もう少し踏み込んだ内容も補足しながら、説明していきたい。 次に、「令和7年向日市はたちの集いについて」報告願う。
事務局	— 令和7年向日市はたちの集いについて — 令和7年向日市はたちの集いは、令和7年1月13日に、永守重信市民会館で開催した。 参加人数は461名で、対象者593人、77.7%にあたる多くの方に参加いただいたところである。 内容についても予定通り進行でき、会場内・周辺道路も含めて混乱もなく、円滑に開催できた。 今回、車椅子を利用される参加者が2名おられ、ホール内の車椅子席で、保護者の方と一緒にご参加いただいた。 特記事項としては、向日が丘支援学校の卒業生の保護者からなる実行委員会が主催する「手作りの成人を祝う会」が令和7年で終了となったため、令和8年以降は向日市・長岡京市・大山崎町の各自治体の行事に参加されることになる。配慮が必要な方々に安心して参加していただけるような対応が必要になってくるため、課題として取り組んでいきたいと考えている。
委員	【質疑等】 今回は参加人数が多く、座席数がぎりぎりだったようで、親子室まで使っているのが見えた。親子室ではステージの音は直接は聞こえず、室内上部の音響機器から音が聞こえるため、事前の音量調節が必要だったりするが、そこを使うことは最初から見込んでおられたのか。 「手作りの成人を祝う会」がなくなるというのは何故か、ご存知か。

事務局	親子室の使用については、あらかじめ460人程度の来場を見込んでいたため、使う可能性があるという想定をしていた。使った場合はどのような舞台の見え方になるかなども事前に調べた上で、使用した。 「手作りの成人を祝う会」が今年で終わった理由については、新聞等によると、多様性を認めるインクルーシブ社会の実現の期待を込めて最後にしたとのことであった。
委員	とても良い式典だったという評判をいろいろなところで伺っていたので、残念にも思える。
事務局	現在、実行委員の方と、来年度以降どのように向日市や大山崎町・長岡京市が取り組んでいくとよいか、懇談会を行っている。コツやポイントなどご教授いただき、準備を進めていく予定である。
教育長	次に、「物集女城跡国史跡記念シンポジウムについて」報告願う。
事務局	— 物集女城跡国史跡記念シンポジウムについて — 昨年10月に、京都府内の中世城館跡として初めて物集女城跡が国の史跡に指定されたことを記念し、専門家・関係者が一堂に会してのシンポジウムを開催した。1月11日午前10時から午後5時までで、1日がかりのシンポジウムであった。 昨年11月末で締め切ったが、定員の400名に対して499名と大変多くの方にご応募いただいたため、抽選を実施した。当日の参加者数は、334名であった。 登壇者は資料の通りで、10名の専門家・関係者が登壇した。 プログラムについては資料の通りだが、午前中には、戦国時代の西ノ岡を学ぶ子どもたちと研究者とのQ&Aコーナーも設けており、市内の小学4年生から6年生の6人も登壇して、専門家の3人の先生方に質問を行った。 休憩を挟んで午後5時まで開催し、若干時間が押したところもあったが、ほぼ予定通りの午後5時を少し回ったぐらいで終了した。 関連事業として、1つ目に、企画展「中世の乙訓・西岡と物集女氏・物集女城」を開催した。期間が2ヶ月弱とやや長めだったこともあるが、期間中の来館者数が3,083人と、多くの方にご来場いただいた。 2つ目に、京都府ミュージアムフォーラム地域活性化プロジェクトとして、「乙訓戦国ミュージアムウォーク向日コース」を12月8日に実施した。 定員30名で設定していたところ、申込が大変多く、急遽50名まで定員を拡大したが、その翌日の午前中には定員に達し、大変好評な事業であ

委員 事務局 教育長	った。 申込を締め切った後も多数お問い合わせいただき、正確な人数は把握していないが、少なくとも60名以上の方はお断りするなど、この一連の事業は好評のうちに終えることができたところである。 【質疑等】 シンポジウムの登壇者が非常に多く、1日よりも2日ぐらい必要かなと感じるほどのボリュームで、お話しされる時間が少し短いのかなという印象を受けたが、そのあたりは問題なかったのか。 一人一人の専門家の方のお話を聞きたい方が非常に多く、好評なので、企画を含め、少しゆとりを持つところも考えていただけたらどうかなと思う。 当日がどうなったのかということも含め、少しお聞きしたい。 実際にこれだけ多くの方にご登壇いただいているため、お一人あたりの持ち時間は非常に少なく、お一人あたり約20分から25分しか取れなかった。 後日、SNSにこのシンポジウムの感想が多数上がっており、その中にはお一人お一人の時間が少し短くてもったいなかった、もっと聞きたかった、という感想があったのは事実である。 ただ、子どもたちが登壇したQ&Aコーナーについては、SNSでも好評で、どの報告もよかったが、このQ&Aコーナーが一番よかったというような意見も複数あった。 専門家の先生方のお話は、確かにもう少しじっくり聞きたいと思われた方もいらっしゃるということで、来年度以降、この登壇者の先生方のいずれかお一人かお二人かをまたお招きして、今回十分にお話しただけなかったところもお話を聞けないかと、館内で今検討しているところである。 閉会宣言
---------------------------------	--

令和7年第1回教育委員会

令和7年1月30日（木）

午前10時00分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・令和7年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について
- ・令和7年向日市はたちの集いについて（報告）
- ・物集女城跡国史跡記念シンポジウムについて（報告）

4 閉 会

諸報告資料

令和7年度 向日市の教育について

令和7年1月30日
学 校 教 育 課
生 涯 学 習 課

別紙のとおり報告します。

令和7年度



向日市の教育



ふるさと



みやこ・長岡京



コミュニ
(学校)

調整中



臨海学習
(京都府立青少年海洋センター マリーンピア)



あそんで！まなぶ！『ふわふわ！朝堂 in』



企業連携
(永守コレクションギャラリー見学)

向日市教育委員会

令和7年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。

また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第3次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える 教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働 による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進する。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT(外国語指導助手)の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都市式少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13)・英語検定チャレンジ事業を活用し、英語への関心や学習意欲の一層の向上

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) ~~幼保小保幼小~~、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道徳教育の進め方》京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性などをはぐくむ教育
- (14) ・小中や小の小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、ひまわり広場(旧適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や~~幼保小保幼小~~指導者による合同の研究機会の充実

健 や か な 身 体 の 育 成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 中学校部活動の地域移行に向けた検討
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実(喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等)
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

※ 「スポーツごころ」

「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心の有り様の総称

特に配慮すべき事項

- (1)・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
・「スポーツごころ※」をはぐくむ教育の推進
- (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3)・中学校部活動の地域移行に向けた部活動指導員の活用や部活動、市内のスポーツ団体等と協議
- (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命(いのち)のがん教育」の活用
- (7)(8)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学 び を 支 え る 安 心 ・ 安 全 な 教 育 環 境 の 充 実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新たな感染症の流行等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1)・感染症対策の徹底
・オンラインによる学習支援の充実
- (3)・自転車運転免許教室の実施など
- (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6)・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・**人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施**
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール※の展開
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※ コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2)・学校だよりやホームページを活用
- (3)・学校運営協議会の開催
- (5)(6)
・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

令和 7 年度「向日市の教育」（指導の重点）【新旧対照表】

諸 報 告 資 料

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
表紙の内容及び説明		表紙の内容及び説明 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>		
【表紙】 令和 6 年度 （市章） 向日市の教育 （写真） ◇小学校 ICT を活用した授業（3 向小） ◇小学校 ふるさと学習（2 向小） ◇小学校 臨海学習（4 向小） ◇小学校 中学生スピーチ大会 ◇中学校 体育大会（西ノ岡中） ◇文化財 ふわふわ！朝堂 in ◇文資料館 学んで語ろう！古代の宮古・長岡京 ◇その他 企業連携（オルゴール館見学） ◇その他 コミュニティスクール 向日市教育委員会 令和 6 年度 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 （1）本市に関連して R 5 年度実施した取組から選定（計 9 枚） （2）学校教育と社会教育とのバランスを考慮 （学校教育 6 枚、社会教育 3 枚） ＜学校教育＞ ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバ ランスを考慮 （小学校 4 枚、中学校 2 枚） ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバ ランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		【表紙】 令和 <u>7</u> 年度 （市章） 向日市の教育 （写真） ◇小学校 ICT を活用した授業（3 向小） ◇小学校 ふるさと学習（2 向小） ◇小学校 臨海学習（4 向小） ◇小学校 中学生スピーチ大会 ◇中学校 体育大会（西ノ岡中） ◇文化財 ふわふわ！朝堂 in ◇文資料館 学んで語ろう！古代の宮古・長岡京 ◇その他 企業連携（オルゴール館見学） ◇その他 コミュニティスクール 向日市教育委員会 令和 <u>7</u> 年度 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 （1）本市に関連して <u>R 6 年度</u> 実施した取組から選定（計 9 枚） （2）学校教育と社会教育とのバランスを考慮 （学校教育 6 枚、社会教育 3 枚） ＜学校教育＞ ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバ ランスを考慮 （小学校 4 枚、中学校 2 枚） ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバ ランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		・時点修正 ・写真の選定理由は 下段の【説明】欄参 照 ・時点修正 ・時点修正

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
前文の内容		前文の内容 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>		
新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。 また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともに DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。 こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働）		新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 <u>現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイング※を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。</u> <u>また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予想されている。</u> 人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。 こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働） <u>※ ウェルビーイング</u> <u>身体的・精神的・社会的によい状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。</u>		前文を今日的課題を踏まえた内容に修正 第 4 期教育振興計画「今後の教育政策に関する基本的な方針（令和 5 年 6 月 11 日）」 「初等中等教育における教育課程の基準等のあり方について（令和 6 年 12 月 25 日）」 （中央教育審議会）

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由																				
前文の内容		前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所																						
学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※ 社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第<u>3</u>次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※ 社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	令和 7 年 3 月、「第 3 次ふるさと向日市創生計画」に改定に伴い修正
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) 1人1台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進 ※2 非認知能力 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上	■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※1をはぐくむ教育を推進する。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) 1人1台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進 ※2 非認知能力 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上	

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (13)・いじめの未然防	■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (13)・いじめの未然防	

(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)保幼小、小中の校種間連携の充実	止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、ひまわり広場、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実	(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)<u>幼保小</u>、小中の校種間連携の充実	止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、ひまわり広場、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や<u>幼保小</u>指導者による合同の研究機会の充実	・幼児教育と学校教育の連携については、<u>幼保小に修正</u> 「<u>幼保小の架け橋プログラム</u>（令和5年2月）」（文部科学省）
--	--	---	---	--

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成 ※ スポーツどころ 「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありよう総称。	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 ・「<u>スポーツどころ※を育む教育の推進</u> (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた <u>部活動指導員の活用</u>や市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	・令和7年度「第3次ふるさと向日市創生計画」（向日市教育委員会） 【施策分野6 健やかな身体の育成】に明記されている内容を追加 ・「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針（令和6年3月）」の第4章「学校部活動外部人材等の活用に関する留意事項」に明記されている内容を追加

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。 1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり (1)災害時や新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	■学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。 1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり (1)災害時や新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	「向日市の教育」前文の変更による趣旨を踏まえ、改めて人権研修について追加 「人権教育を推進するために（令和7年度版）」（京都府教育委員会） (2)今日の状況を踏まえた人権教育の推進 「人権学習モデルカリキュラム集（令和6年3月発行）」

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		
1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進 (1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の展開 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ※3 コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進 (1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※の展開 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ※ コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	

令和7年向日市はたちの集いについて（報告）

令和7年1月30日
生涯学習課

次のとおり式典を開催しましたので、報告します。

- 1 日 時：令和7年1月13日（月・祝）
〔受付・開場〕午前 9時30分～
〔開 会 〕午前10時30分～午前11時20分
- 2 会 場：永守重信市民会館
- 3 対 象 者：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの市内在住者
（令和6年12月1日現在）
〔対象者〕男性 291人・女性 302人 合計 593人

開 催 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
参 加(男)	202	198	211	218	219	227
参 加(女)	208	181	220	202	169	234
総 数	410	379	431	420	388	461
参 加 率	73.7%	69.0%	77.1%	76.9%	73.1%	77.7%

4 内 容

【第1部】式典（30分）

開 会 宣 言

市 長 式 辞

来 賓 式 辞（市議会議員、府議会議員）

祝 電 披 露

誓いの言葉

【第2部】アトラクション（20分）

思い出のスライドショー（ビデオレター含む）

【閉 式】

5 そ の 他

- ・来賓として向日市議会議員、京都府議会議員、向日市議会議員17名の出席と、来賓式辞を頂戴しました。
- ・車椅子を利用する参加者が2名おられ、ホール車椅子席で保護者と参加いただきました。
- ・向日が丘支援学校の卒業生の保護者からなる実行委員会が主催する「手作りの成人を祝う会」が令和7年で終了することに伴い、令和8年以降、配慮が必要な方が安心して参加していただける対応が必要です。

物集女城跡国史跡記念シンポジウムについて（報告）

令和7年1月30日
文化資料館

以下のとおり標記のシンポジウムを開催しましたので、報告します。

- 1 日 時 令和7年1月11日(土) 午前10時～午後5時
- 2 場 所 永守重信市民会館ホール
- 3 定 員 400人（参加無料・事前申込制、応募多数の場合は抽選）
定員400人に対し499人の申込があったため抽選を実施
当日の参加者数：334人
（登壇者10人、職員・ボランティアスタッフ22人を除く）
- 4 登壇者 中井 均氏（滋賀県立大学名誉教授）
仁木 宏氏（大阪公立大学大学院文学研究科教授）
山村亜希氏（京都大学地球環境学堂教授）
稲葉継陽氏（熊本大学永青文庫研究センター教授）
中西裕樹氏（京都先端科学大学全学共通教育機構特任准教授）
福島克彦氏（大山崎町歴史資料館館長）
馬瀬智光氏（京都市文化財保護課埋蔵文化財係長）
中島信親氏（〈公財〉向日市埋蔵文化財センター調査係長兼普及係長）
中西昌史氏（向日市立第2向陽小学校校長）
玉城玲子（向日市文化資料館館長）
- 5 プログラム
9：30 開場 受付
10：00 開会あいさつ 向日市長 安田守
10：10 報告①「中世の西岡と国人・地侍」玉城玲子
10：25 報告②「次世代が学ぶ戦国時代の西岡」中西昌史氏
10：40 戦国時代の西岡を学ぶ子どもたちと研究者のQ&Aコーナー
市内の小学4～6年生6人、中井均氏、仁木宏氏、福島克彦氏
〈休憩〉
11：20 報告③「物集女城跡の調査成果」中島信親氏
11：45 報告④「大原野・石見城跡の調査成果と歴史的評価」馬瀬智光氏
〈休憩・昼食〉
13：10 報告⑤「物集女城跡の城郭史的意義」中井均氏
13：35 報告⑥「物集女城調査の成果と課題」福島克彦氏

- 14:00 報告⑦「水利・街道・村落景観からみた物集女城」山村亜希氏
〈休憩〉
14:35 報告⑧「戦国社会と物集女氏・物集女城」仁木宏氏
15:00 報告⑨「近世大名細川家の誕生と西岡」稲葉継陽氏
〈休憩〉
15:45 ディスカッション
コーディネーター（中西裕樹氏）、報告者全員（計10人）
16:55 閉会あいさつ 向日市教育委員会教育長 山本真也
17:00 閉会

◎シンポジウム当日、市民会館ホワイエにて、乙訓2市1町発行の関連図録・資料集等の販売、ギャラリーにて乙訓地域の中世城館跡パネル展示を実施

6 関連事業

①向日市文化資料館令和6年度企画展「中世の乙訓・西岡と物集女氏・物集女城」

期 間：令和6年11月2日(土)～令和7年1月13日(月・祝)

展示資料：・物集女城跡出土考古資料

・物集女地区近世古文書

・清浄華院所蔵聖聚院開基影像及び関係古文書

・物集女城・物集女氏関係中世史料(パネル展示) ほか

来場者数：3,083人

②京都府ミュージアムフォーラム・地域活性化プロジェクト

「乙訓戦国ミュージアムウォーク」向日コース

日 時：令和6年12月8日(日) 午前10時～午後1時

参加者数：48人(参加無料、事前申込制)

コ ー ス：阪急洛西口駅西側

→〈旧伏見道〉

→〈条里水田・寺戸川・物集女の用水〉

→来迎寺・薬師堂(旧光勝寺本尊等拝観)

→物集女城内郭・土塁跡

→昌運寺(静室宗入居士(西岡物集女氏最後の当主)位牌等拝観)

→〈淳和天皇火葬塚〉

→〈旧物集女街道〉

→〈寺戸城推定地〉

→向日市文化資料館企画展「中世の乙訓・西岡と物集女氏・物集女城」

観覧、解散

* 〈 〉は歩きながら説明

※長岡京コースは同年11月23日、大山崎コースは12月22日に実施

以 上